

令和3年4月18日の降雹に係る被害状況等について

農林水産課

1 概要

4月18日の降雹により、琴浦町内で梨への農業被害(葉の傷み、摘果前の果実に傷がつく等)が発生。収量減や品質低下が懸念されている。

現場では雹害傷による病害等を防ぐための追加防除が必須となっており、県は防除に要する農薬費の一部を助成する緊急支援事業を予備費対応により行うこととした。

琴浦町では、行政放送、ホームページ等により被害状況を把握し、緊急支援事業の予算化に向けて準備を進める。

2 被害状況

(1) 農作物

品 目	栽培面積	被害面積	総減収量(見込み)	備 考
二十世紀梨	36ha	18ha	180.63 t	4/19 現在
合 計	36ha	18ha	180.63 t	

(2) 農業用施設 被害報告なし

3 県緊急支援事業の概要

- (1) 事業名 令和3年度柿梨等霜雹害対策緊急支援事業
- (2) 対象経費 降霜及び降雹により被害があった果樹園等において、病害虫の蔓延を防ぐため対象農家が行う緊急防除に要する経費
- (3) 対象農家 降霜及び降雹により概ね3割以上の収量減が見込まれると指定した地域又は場所で5a以上の柿梨の果樹の栽培を行っている農家等
- (4) 算定基準額 緊急防除に係る農薬代(上限4,000円/10a)
- (5) 補助率 県1/3 ※市町村、農協の負担については任意

4 経過及び今後の予定

- ・4月18日 降雹による被害発生
- ・4月30日 県緊急支援事業説明会の開催
- ・5月下旬～ 行政放送、ホームページ等による被害状況の把握
- ・6月下旬～ 農協、普及所との連携による現地確認、対象地域の確定
- ・9月 定例議会にて補正予算を上程(予定)

5 その他

- ・被害状況の確定は出荷時(8月頃)となる見込み。
- ・農協、普及所との連携、行政放送の活用等により、梨以外の被害状況についても幅広く取りまとめを行う。